

令和3年度社会福祉法人長生村社会福祉協議会  
社会福祉事業計画書

目 標

地域福祉活動の拠点として、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な社会資源を活用して、自治会や専門職、並びに行政等、多くの人々との協働を通じて、地域の多様な福祉ニーズに応えられるよう、地域特性を踏まえた柔軟な事業の展開に努める。

1. 各種会議

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監査（監事監査1回、内部監査5回）

2. 会員の募集

- (1) 会費納入の推進
- (2) PR活動の推進

3. 福祉活動の啓蒙と育成強化

- (1) 会報「長生福祉」の発行（年2回）全世帯配布
- (2) 長生村社会福祉協議会ホームページの運営
- (3) 福祉関係団体の育成

4. 地域福祉ネットワークの推進

- (1) ボランティアセンター事業の運営
  - (ア) ボランティア人材発掘
  - (イ) ボランティア育成
  - (ウ) ボランティア保険加入の推進

(2) ボランティアポイント制度事業の実施

内 容：介護支援ボランティアの従事者に対し、その活動に応じてポイントを提供。そのポイントの数に応じて謝礼を提供する。

- (3) 災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施  
内 容：災害時に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。
- (4) 災害ボランティア協力者登録者制度の推進
- (5) 高齢者ふれあい事業（総合事業）の実施【受託事業】  
実施日：週5回（月、火、水、木、金）  
場 所：福祉センター（集会室）  
内 容：見守りの必要な高齢者とボランティアがふれあい、社会的孤立感の解消と健康保持を図る。
- (6) おとこの料理教室実施  
実施日：月1回  
場 所：保健センター（調理室）  
内 容：男性高齢者で炊事をしなければならない者とボランティアが共に集い、調理実習により健康保持を図る。
- (7) 在宅福祉サービスの推進  
(ア) 生活援護器具貸出事業（電動療養ベッド、車椅子）
- (8) 外出支援サービスの実施【受託事業】  
内 容：重度障がい者、高齢者世帯等で家族による移動手段がない者への無償の送迎サービス  
運行範囲：村内の公共機関、長生郡市内の医療機関
- (9) 小域福祉圏の設置による地域福祉の推進（八積地区、高根地区、一松地区）
- (10) 生活支援コーディネーター事業の実施

## 5. 千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業の推進

- (1) ボランティア団体への助成事業

## 6. 法外援護事業の推進

- (1) 日本赤十字募金運動の推進  
(期間：5月1日から6月30日まで)
- (2) 共同募金運動の推進  
(期間：10月1日から翌年3月31日まで)
- (3) 歳末たすけあい運動の推進  
(期間：12月1日から12月31日まで)
- (4) 災害援護事業

## 7. 心配ごと相談事業の実施

- (1) 心配ごと相談所の開設（毎月1回第1月曜日）要予約
- (2) 相談員研修

## 8. 福祉サービス利用援助事業の実施

- (1) 生活支援員による福祉サービス利用援助、財産管理及び保全等

## 9. 子育て支援対策事業の推進

- (1) 村内学童保育所（八積、高根、一松）事業の実施  
**【受託事業】**

内 容：村内小学校に在籍する1～6年生までの児童で日中保護者等が保育する事が出来ない児童を対象に小学校終了後から午後7時まで学童施設にて保育を行う。

## 10. 福祉資金事業の実施

- (1) 福祉資金事業  
長生村社会福祉協議会独自事業、貸付上限3万円
- (2) 生活福祉資金事業  
県社協の「生活福祉資金」「教育支援資金」等の受託事業の推進

## 11. その他

- (1) 村敬老ながいきまつりへの協力
- (2) 身体障がい者福祉事業の推進
- (3) 結婚相談所事業の推進
- (4) 日赤奉仕団活動の推進
- (5) 村老人クラブ連合会事業の推進